「法第３４条第１４号」の許可基準

別表　法第３４条第１４号の対象とする公益施設

公共施設	根拠法令	具体例
学校教育法による学校	学校教育法第１条	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園
社会福祉施設 社会福祉法第２条第２項（第１種社会福祉事業）、第３項（第２種社会福祉事業） および更生保護事業法第２条第１項（更生保護事業）である建築物	生活保護法第３８条	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設
	児童福祉法 第６条の２の２ 第６条の３第３項 第６条の３第１０項 第７条 第７条第１項 第２１条の９	 児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設 （児童発達支援、放課後等デイサービスの用に供する施設に限る。） 「子育て短期支援事業」の用に供する建築物 （規則第１条の４で、規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設等において実施されるものに限る。） 「小規模保育事業」の用に供する建築物 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター 保育所（第３５条に基づくものに限る） 「子育て支援事業」の用に供する建築物 （市が実施（委託を含む）、または補助する事業に限る。）
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第３条	認定子ども園の用に供する建築物 （市の所管部局と調整が図られ、同法第３条の県知事の認定を受けられるものに限る。）
	介護保険法 第８条　第１４項 第１５項 第１６項 第１７項 第１８項 第１９項 第２０項 第２１項 第２２項 第８条の２第１４項 第１５項 第１６項 第１７項	 「地域密着型サービス事業」のうち以下の用に供する建築物 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設 看護小規模多機能型居宅介護 「地域密着型介護予防サービス事業」のうち以下の用に供する建築物 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
	老人福祉法 第５条の２第１項 第２項 第３項 第４項	 「老人居宅生活支援事業」のうち以下の用に供する建築物 「老人居宅介護等事業」 （定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは夜間対応型訪問介護に限る。） 「老人デイサービス事業」 （特別養護老人ホームに併設されるもの、または、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に限る。） 「老人短期入所事業」 （特別養護老人ホームに併設の場合に限る。）

社会福祉施設 社会福祉法第２条第２項（第１種社会福祉事業）、第３項（第２種社会福祉事業 および更生保護事業法第２条第１項（更生保護事業）である建築物）	第５項 第６項 第７項 第５条の３	「小規模多機能型居宅介護事業」 「認知症対応型老人共同生活援助事業（グループホーム）」 「複合型サービス福祉事業」 「老人福祉施設」 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第５条第１項 第６項 第７項 第８項 第１０項 第１１項 第１２項 第１３項 第１４項 第１５項 第２５項	 「障害福祉サービス」を行う事業のうち以下の用に供する建築物 療養介護 生活介護 短期入所（ショートステイ） 施設入所支援 障害者支援施設 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 共同生活援助（グループホーム） 地域活動支援センター
	売春防止法第３６条	婦人保護施設
	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第３８条 第３９条第２項 第３項	 母子・父子福祉施設 母子・父子福祉センター 母子・父子休養ホーム
	身体障害者福祉法 第５条 第４条の２第３項	 「身体障害者社会参加支援施設」 身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設（同法第２９条の厚生労働大臣が定めた基準に適合するものに限る。） 「介助犬訓練事業」及び「聴導犬訓練事業」の用に供する建築物
	知的障害者福祉法 第１２条	 知的障害者更生相談所
	更生保護事業法 第２条	 更生保護施設
医療施設である建築物	医療法 第１条の５第１項 第２項 第２条　第１項	 病院 診療所 助産所

附則

この基準は、平成２８年４月１日から施行する。